

市及び寒川町区域に設置された専用水道の地震防災応急計画の作成等に係る事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第7条第1項、第3項、第4項及び第6項の規定に基づく専用水道の設置者による地震防災応急計画（以下「応急計画」という。）の作成、その知事への届出及びその写しの市長への送付（以下「遵守事項」という。）について、県と専用水道を所管する市の実施事項を定めることにより、市及び寒川町区域に設置された専用水道に係る地震災害時の安全給水の確保の準備に資することを目的とする。

(県生活衛生課に係る事項)

第2条 県生活衛生課は、次の事項を実施する。

- (1) 応急計画の作成等に係るリーフレット等を作成し、その配布及び遵守事項の指導について市へ依頼する。また、必要に応じ、市との調整を行う。
- (2) 国の水道統計調査に基づき市から報告を求める専用水道の設置等の情報と、応急計画の届出状況から応急計画の未作成者を特定し、県保健福祉事務所及び市へ情報を提供する。
- (3) 必要に応じ茅ヶ崎市の協力を求める。

(県保健福祉事務所に係る事項)

第3条 県保健福祉事務所は、次の事項を実施する。

- (1) 専用水道（茅ヶ崎市及び寒川町区域に設置された専用水道を除く。）の設置者から応急計画の作成又は変更の届出及び写しを受理する。また、その原本を県生活衛生課に送付すると共に、写しを保管する。
- (2) 設置者に市へ応急計画の写しを送付するよう指導する。
- (3) 第1号の応急計画を受理した際に当該計画の記載内容に不備があった場合、又は前条第2号の規定に基づく県生活衛生課から未作成者の情報があった場合には、当該専用水道の設置者に対しダイレクトメール又は電話等により遵守事項を指導する。また、必要に応じ市の協力を求める。

(市（茅ヶ崎市を除く。）に係る事項)

第4条 市（茅ヶ崎市を除く。）の水道法所管課は、次の事項を実施する。

- (1) 専用水道の設置に伴う手続き時及び立入検査を実施する際に、第2条に規定されるリーフレット等を設置者に配布するなど遵守事項について指導する。また、必要に応じ、県が実施する指導に協力する。
- (2) 専用水道の設置者から応急計画の写しを受理する際には、設置者に対し当該計画を県保健福祉事務所に届出したことを確認し、必要に応じ届出を促す。
- (3) 国の水道統計調査に係る県からの依頼に基づき、年度毎に専用水道の設置等の情報を県生活衛生課へ報告する。

(茅ヶ崎市に係る事項)

第5条 茅ヶ崎市の水道法所管課は、次の事項を実施する。

- (1) 専用水道の設置に伴う手続き時及び立入検査を実施する際に、第2条に規定されるリーフレット等を設置者に配布するなど遵守事項について指導する。また、必要に応じ、県が実施する指導に協力する。
- (2) 専用水道（茅ヶ崎市及び寒川町区域に設置された専用水道に限る。）の設置者から応急計画の作成又は変更の届出及び写しを受理する。また、その原本を県生活衛生課に送付すると共に、写しを保管する。なお、寒川町区域に設置された専用水道については、設置者に寒川町へ応急計画の写しを送付するよう指導する。
- (3) 前号の応急計画を受理した際に当該計画の記載内容に不備があった場合、又は第2条第2号の規定に基づく県生活衛生課から未作成者の情報があった場合には、当該専用水道の設置者に対しダイレクトメール又は電話等により遵守事項を指導する。
- (4) 国の水道統計調査に係る県からの依頼に基づき、年度毎に専用水道の設置等の情報を県生活衛生課へ報告する。

（適用の範囲）

第6条 この要領は、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、厚木市、海老名市、南足柄市及び寒川町の区域に設置された専用水道について適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

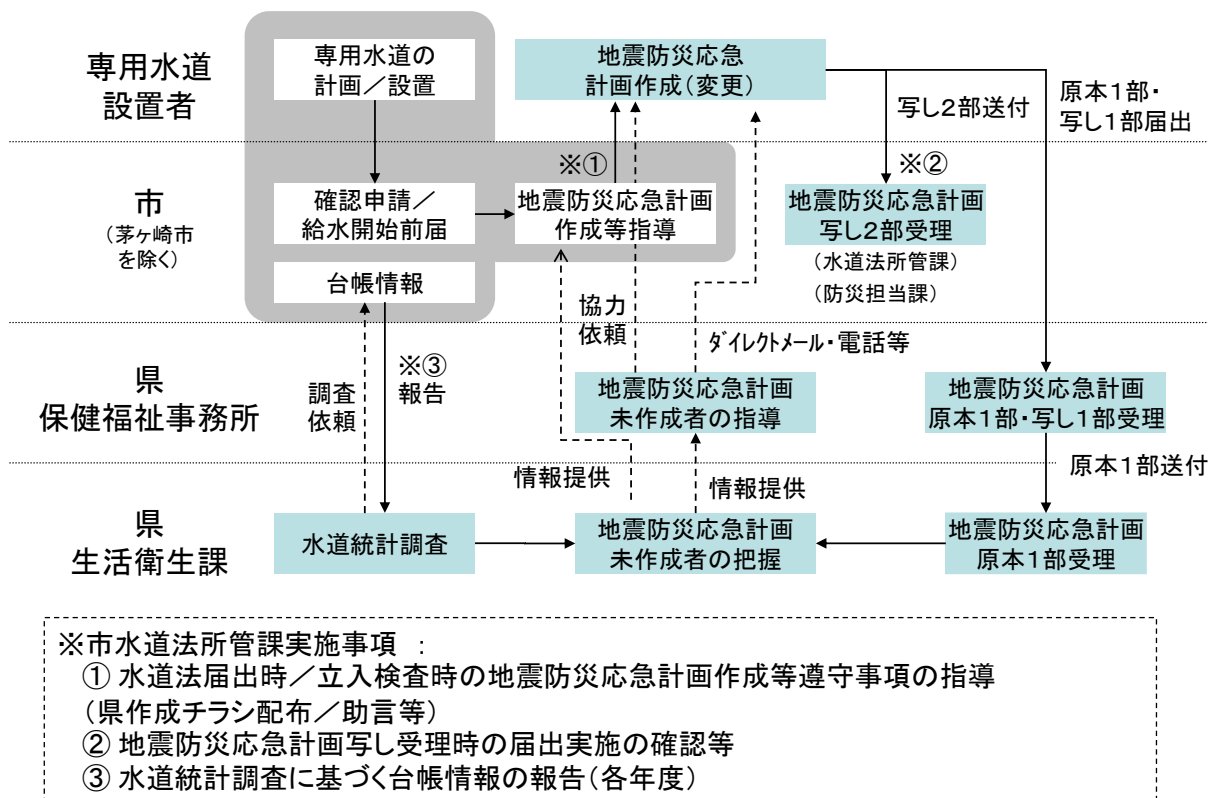
附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

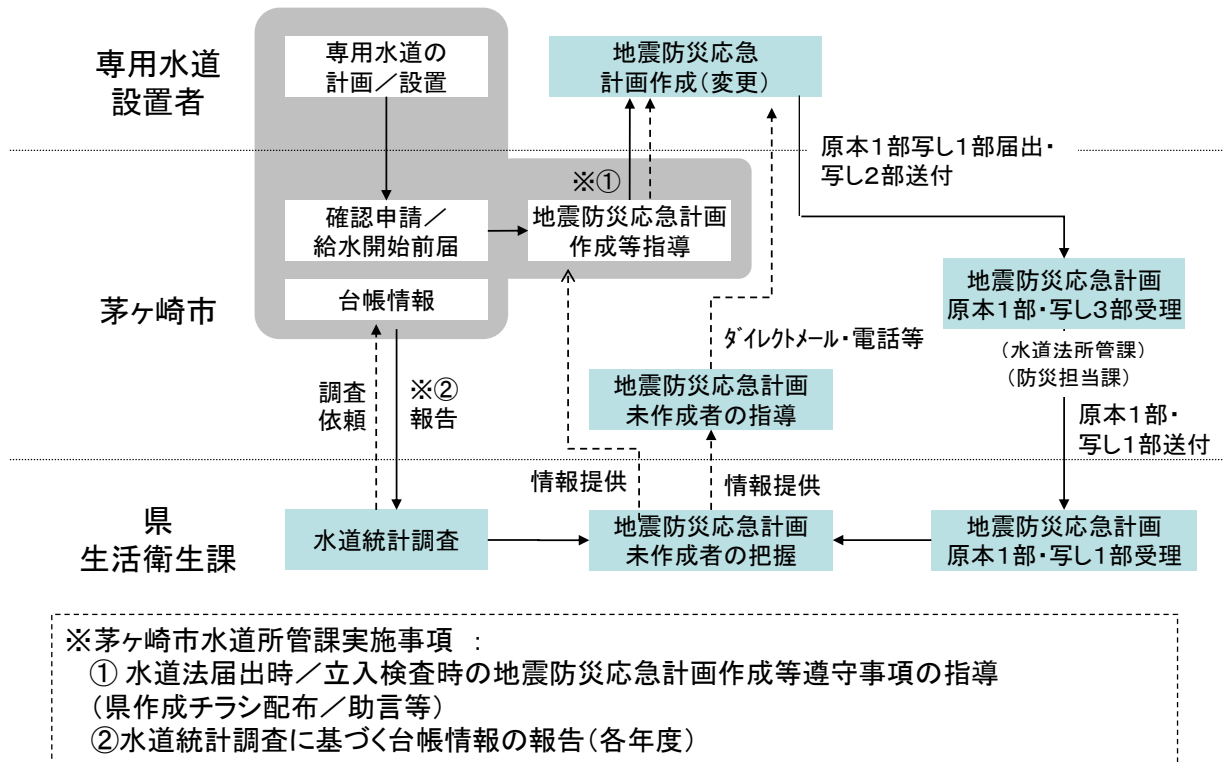
附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

【参考1】市区域(茅ヶ崎市区域を除く)に係る大規模地震対策特別措置法の事務等の流れ



【参考2】茅ヶ崎市区域に係る大規模地震対策特別措置法の事務等の流れ



【参考3】寒川町区域に係る大規模地震対策特別措置法の事務等の流れ

